

「わかりやすい1類消防」

平成28年4月1日の法改正により、6項のスプリンクラー設備の設置基準（特に6項イ）が一部改正されました。

つきましては、p432 ③一般の場合を次のように変更いたします。

③ 一般の場合 （③-2は複雑なので、後回しでも良いと思います。）

1. 原則

平屋建以外の特定防火対象物で延べ面積が**6000㎡以上**の場合に設置義務が生じます。

2. 6項イの**避難時に介助が必要な病院と有床診療所**および6項ロ（**老人短期入所施設等**）は、平屋建を含む全ての場合に設置義務があります（⇒平屋建でも設置義務が生じる）。

（注：（少々細かいので参考程度に）火災時に延焼を抑制する構造を有するものであれば、この「全て設置」の防火対象物であっても設置義務は生じません。ただし、平屋建以外で3000㎡以上（6項ロは6000㎡以上）の場合は除きます（⇒設置義務が生じる）。また、6項ロのうち、救護施設などで避難時に介助が不要なら275㎡以上で設置義務生じます）

3. (4)項の**百貨店グループ**と(6)項イのグループのうち、避難時に介助不要の**病院と有床診療所、有床助産所**は床面積**3,000㎡以上**で設置義務が生じます。

また、**複合用途防火対象物**で、特定用途部分の床面積の合計が**3,000㎡以上**あれば、（その部分だけではなく）その特定用途がある階すべてに設置義務が生じます。

また、P436、P553の表を次のように変更いたします。

別途支給の表を入れます。

編注：

表は別途ワードにて支給のもの（タイトル：スプリンクラー設備が必要な防火対象物）です。